

〔巻頭言〕

住宅防火対策と防災品への期待

危険物保安技術協会理事 小林恭一



我が家でも、6月から住宅用火災警報器を設置しなければならなくなった。平成16年に消防法が改正されて、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたが、私の町では既存住宅の設置免除期間が5月で終わったのだ。30年近く防火・防災行政に携わってきた者としては、「ようやくここまで来たか」との感が深い。

私が消防庁で仕事をするようになったのは昭和55年のことだ。当時はまだ、多数の死者を伴うガス爆発やホテル火災が相次いでいた。その対策に奔走する中で知ったのが「アメリカ・バーニング」というアメリカ政府の報告書だ。

これは、1970年代のアメリカでは火災による死者が毎年1万人を超え、ベトナム戦争の死者より多いことが問題になって、当時のニクソン大統領に提出された報告書だ。この報告書では、死者の出た火災を分析し、住宅火災による死者の発生防止に有効な煙探知器の設置を全住宅に義務づければ、10年間で住宅火災による死者を半減させることができる、と提言されていた。

当時、30歳になったばかりだった私は、「これぞ政策というもの。是非こういうことを日本でもやりたい。」と、ひどく感心したものだったが、その後もホテル、老人ホームなどで多数の死者を伴う火災が続き、とても住宅防火どころではなかった。

そんな火災を封じ込め、ようやく一息つけるようになった昭和62年、消防庁に専門家による委員会が設けられ、住宅火災対策が本格的に検討され

るようになった。

この委員会では、昭和58年から5年間の住宅火災による全死者(3,629人)について、死に至る状況が詳細に分析されている。

その結果は、私にとっては驚くべきものだった。「①高齢者が、②古い木造住宅に一人でいて、③煙草の火や古いストーブの火が敷きっぱなしの布団等に着火し、④身体が思うように動かないために、⑤逃げようとしても逃げられずに…死亡する」というのが、日本の住宅火災による死亡事故の典型的なパターンだということが明らかになったのだ。このパターンは、「1階のキッチンで出火し、2階の寝室で寝ていた人が死亡する」という「アメリカ・バーニング」の世界とはかなり違う。

日本のこのような実態に対応するには、火災警報器の設置以外に、老人世帯における古い石油ストーブ等の交換や寝具等の防炎化が極めて有効だということは明らかだ。

高齢化が加速する中、現状を放置すれば火災による死者が急増することは避けられない。このため、消防庁では平成3年に「住宅防火対策推進に係る基本方針」を定め、当時の建設省などとも協力して、現状から予想される死者数を10年後に半減させることを目標に、「国民運動的な大キャンペーン運動」を開始した。婦人消防官や消防団員による高齢者世帯への訪問指導などが熱心に行われ、日本防炎協会なども全面的に協力したため、この運動はかなりの成果を上げた。しかしキャンペーンでは所詮限界があり、高齢化が進んできた平成14年頃から、火災による死者の急増傾向が顕著になってきた。防火法令の強化により火災による死者が激減したホテル、病院、老人ホームなどと比べ、住宅火災の方が、死者の発生率が数倍も高いのは異常とも言える。

このような状況から、消防庁では住宅防火対策の法制化に踏み切ることとなり、「住宅用防炎機器」の設置の義務づけにかかる消防法の改正が行われた。アメリカ・バーニングが見事に成功していることもあり、「住宅用防炎機器」としてまず住宅用火災警報器が定められている。

今後、団塊の世代の高齢化に伴い、火災による死者の発生パターンも変化していくと考えられるが、当面は、身の回りの繊維製品の防炎化、特に防炎寝具の普及などと併せた多面的な対策を行っていくことが、なお必要だろう。そして、そのような多面的な住宅防火対策を推進すれば、社会の高齢化がさらに進んでも、火災による死者は着実に減少していくに違いない。十年後の火災統計を見るのが今から楽しみだ。